

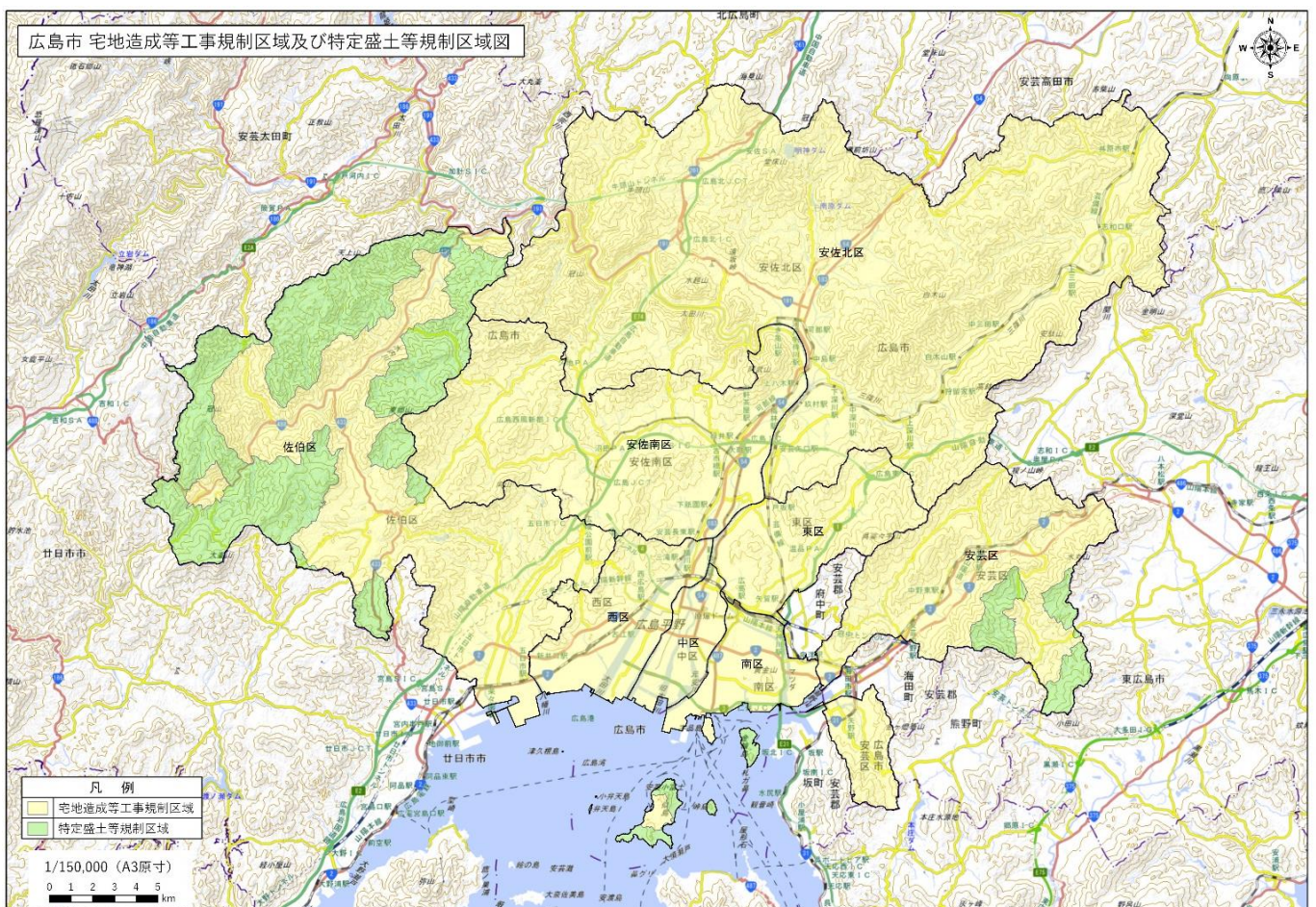
「盛土規制法」による規制開始のお知らせ

- これまで、広島市では、宅地造成等規制法や広島市土砂堆積等規制条例などによって、一定規模以上の盛土等を規制してきました（許可制）。
 - そのような中、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、宅地造成等規制法を「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に改正・改称しました（令和5年5月26日施行）。
 - 広島市では、**令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、盛土規制法による規制を開始します。**
- ※ なお、盛土規制法の規制対象とならない小規模な盛土については、引き続き広島市土砂堆積規制等条例により規制します。

1. 盛土規制法の概要

- ① 規制区域の指定
 - ・ 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定します。
- ② 安全な盛土等の造成
 - ・ 宅地造成のほか、農地・森林造成も、規制区域内の盛土等はあらかじめ広島市長の許可や届出が必要となります。
- ③ 盛土等を安全に保つ責務
 - ・ 過去の盛土等を含めて、土地所有者等は土地を安全に保つ責務があります。
- ④ 厳しい罰則
 - ・ 無許可で盛土等を行うと、最大で懲役3年または罰金1,000万円が科せられます。（法人の場合は、最大で罰金3億円）

2. 盛土規制法に基づく規制区域（広島市全域を指定）



3. 盛土規制法の規制対象となる盛土等の規模

《宅地造成等工事規制区域》

規制対象となる盛土等の規模 赤文字 許可対象

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●土地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

《特定盛土等規制区域》

規制対象となる盛土等の規模 赤文字 許可対象 青文字 届出対象

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●土地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 2m超5m以下 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 2m超5m以下 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

4. Q&A

Q 1 : 許可申請を行うのは誰ですか？

A 1 : 工事主(盛土等の工事の請負契約の注文者又は請負契約を行わず自ら工事をするもの)です。

Q 2 : 許可申請はどのように行いますか？

A 2 : ホームページに最新の「宅地開発許可の手引き」「広島市開発技術基準」を掲載していますので確認ください。

Q 3 : 令和7年4月1日時点で造成を行っている場合、何か手続きは必要ですか？

A 3 : ホームページに「区域指定時前後の許可等の手続き」を掲載していますので確認の上、届出等を行ってください。

Q 4 : 造成を予定していたが、令和7年4月1日時点で工事に着手できなかった場合、何か手続きは必要ですか？

A 4 : 規制の対象であれば、盛土規制法による許可申請が必要となります。

お問い合わせ

広島市 都市整備局指導部 宅地開発指導課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎6F)
TEL 504-2285 FAX 504-2529

ホームページのリンク先 →

